

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	子ども・子育て支援新制度に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

うるま市は、子ども・子育て支援新制度に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

沖縄県うるま市長

## 公表日

令和6年12月25日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援新制度に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の申請に係る事務</li> <li>・子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の変更申請に係る事務</li> <li>・子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の職権による変更に係る事務</li> <li>・子どものための教育・保育給付に係る支給認定の取消しに係る事務</li> <li>・子どものための教育・保育給付に係る支給認定再交付申請に係る事務</li> <li>・特定教育・保育施設の入園(入所)及び退園(退所)に関する事務</li> <li>・利用者負担額の徴収</li> <li>・利用者負担額の未納又滞納に係る督促又は催告に関する事務</li> <li>・支給認定児童の扶養義務者の認定に関する事務</li> <li>・支給認定保護者と生計を同一にする扶養義務者の家計の主宰者の認定に関する事務</li> <li>・時間外保育の利用決定及び利用料の徴収に関する事務</li> <li>・一時保育(幼稚園型)又は一時保育(保育所型)の利用決定及び利用料の徴収に関する事務</li> <li>・特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者の管理及び給付費の支払管理に関する事務</li> <li>・現行の窓口や郵送での書類の受入以外に、マイナポータルのサービス検索・電子申請機能での申請の一部受領</li> </ul>
③システムの名称	1.総合福祉システム KKCWEL+ 標準化仕様対応版 2.MIC JET番号連携サーバー 3.中間サーバー 4.マイナポータル ぴったりサービス(電子申請関係)
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども・子育て支援新制度対象者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項の別表百二十七項、番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第68条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <div style="float: right; text-align: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </div>
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号、番号法19条8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表百五十五項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来部 保育こども園課
②所属長の役職名	保育こども園課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	うるま市総務部総務政策課 沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号 TEL:098-9736-0606
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	うるま市子ども部保育子ども園課 沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号 TEL:098-973-5427
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ <input type="radio"/> ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ <input type="checkbox"/> ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(入手) [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請受付業務にて、特定個人情報の記載がある申請書の取り扱いに関して手作業が介在するが、複数人での件数確認を徹底的に行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [    ] 内部監査                      [    ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div> [    十分に行っている    ]
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <span style="float: right;">[    ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する</span>	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="text-align: right;">[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]</div> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ol>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div> [    十分である    ]
判断の根拠	人手が介在する作業において、特定個人情報の記載がある申請書の取り扱いがあるが、複数人での件数確認を徹底的に行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 5. ①部署	福祉部保育課、教育委員会指導部学務課	子ども部 保育課、子ども未来課	事後	組織改編
平成28年4月1日	I 5. ②所属長	保育課長 重村 英子、学務課長 伊波 勇	保育課長 金城 妙子、子ども未来課長 具志堅陽子	事後	組織改編・人事異動
平成28年4月1日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡	うるま市福祉部保育課 沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号 TEL:098-973-5427	うるま市子ども部 保育課 沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1	事後	組織改編
平成28年4月1日	II 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年3月31日 時点	平成28年3月31日時点	事後	評価見直し
平成28年4月1日	II 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年3月31日 時点	平成28年3月31日時点	事後	評価見直し
平成29年4月1日	I 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一第94項	番号法第9条第1項 別表第一の94の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定	事後	主務省令の追記
平成29年4月1日	I 4. ②法令上の根拠	[情報照会の根拠]番号法第19条第7号 別表第二の第116項 「情報提供の根拠」なし	[情報照会の根拠]番号法第19条第7号 別表第二の116の項、番号法別表第二の主務省令	事後	主務省令の追記
平成29年4月1日	I 5. ①部署	子ども部 保育課、子ども未来課	子ども部 保育幼稚園課	事後	組織改編
平成29年4月1日	I 5. ②所属長	保育課長 金城 妙子、子ども未来課長 具志堅陽子	保育幼稚園課長 金城 妙子	事後	組織改編
平成29年4月1日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	うるま市子ども部 保育課 沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1	うるま市子ども部 保育幼稚園課 沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号	事後	組織改編
平成31年4月1日	IV リスク対策 1.~9.	なし	新設「IV リスク対策」の追加記載	事後	時点修正(重要な変更にならない)
平成31年4月1日	I 5. ②所属長	保育幼稚園課長 金城 妙子	保育幼稚園課長 目取真 洋子	事後	組織改編
令和2年6月18日	II 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成28年3月31日時点	令和2年4月1日時点	事後	評価の再実施
令和2年6月18日	II 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年3月31日時点	令和2年4月1日時点	事後	評価の再実施
令和3年6月11日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	(1)PLANETS子ども・子育て	(1)WEL+子ども子育て支援	事後	システム変更
令和3年6月11日	II 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	評価見直し
令和3年6月11日	II 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	評価見直し
令和4年6月17日	I 5. ①所属部署	子ども部 保育幼稚園課	子ども未来部 保育こども園課	事後	組織改編
令和4年6月17日	I 5. ②所属長の役職名	保育幼稚園課 目取真 洋子	保育こども園課長	事後	
令和4年6月17日	I 8.連絡先	保育幼稚園課	保育こども園	事後	組織改編
令和5年6月16日	I 7. 請求先	総務課	総務政策課	事後	組織改編
令和5年12月22日	1(1)②事務の概要		・現行の窓口や郵送での書類の受入以外に、マイナポータルでのサービス検索・電子申請機能で	事後	びったりサービスによる申請の開始による
令和5年12月22日	1(1)③システム名称		(4)サービス検索・電子申請機能	事後	びったりサービスによる申請の開始による
令和6年12月25日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の94の項、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第68条	番号法第9条第1項の別表百二十七項、番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第68条	事後	法改正
令和6年12月25日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第59条の2	番号法第19条第8号、番号法19条8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表百五十五項	事後	法改正
令和6年12月25日	IV 8. 人手を介在させる作業		十分である	事後	追加項目
令和6年12月25日	IV 8. 最も優先度が高いと考えられる対策		特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策十分である	事後	追加項目
令和6年12月25日	I 1. ③システムの名称	(1)WEL+子ども子育て支援 (2)番号連携サーバー (3)中間サーバー (4)サービス検索・電子申請機能	1.総合福祉システム KKCWEL+ 標準化仕様対応版 2.MIC JET番号連携サーバー 3.中間サーバー 4.マイナポータル びったりサービス(電子申請	事前	システム標準化移行